

保存版

マンガで
わかる

「知らない」「わからない」で途方に暮れないために!!

こんなとき誰に聞けばいいのか?

交通事故 相談ガイド

交通事故に必要な書類や保険について
わかりやすく解説!!



～交通事故相談窓口～

AIO

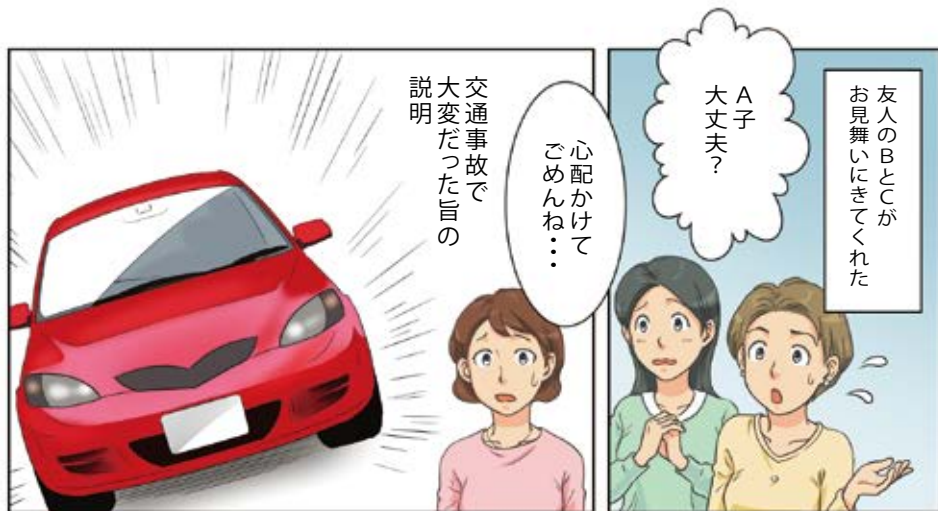
ASIA LAW OFFICE
AND PARTNERS

| 弁護士法人アジア総合法律事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神4-9-10 第二正友ビル4F

TEL:092-741-2160 FAX:092-741-2170

弁護士:小山好文 福岡県弁護士会所属(登録番号44374)





どのような解決方法があるか？

方法1. 保険会社からの提案通りで解決

保険会社の提示してきた金額というのは、裁判基準という適正な基準と照らし合わせると数十万から数百万、大きな事故だと数千万単位で差がでるケースが多々あります。



方法2. 保険会社と本人が交渉した結果、若干上乗せしてもらって解決

被害者の方ご本人が保険会社の担当者と交渉をすることもできます。ただし、方法1のときと同じく、適正な賠償額からはほど遠いことが多いです。

方法3. 弁護士を通じての示談交渉

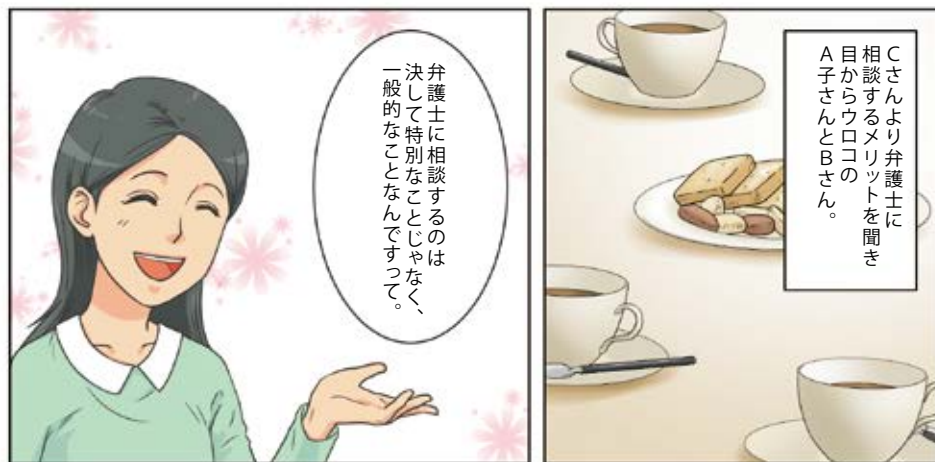
いきなり訴訟を起こすのではなく、裁判所の基準で損害額を計算し、保険会社に示談交渉を行い、裁判外での解決を試みます。依頼者が早期解決を希望するケースが多く、裁判外での解決であれば早期解決が可能だからです。保険会社の担当者の立場からみても、話し合いがつかない場合、弁護士が相手だと訴訟になるリスクを抱えることになるので、会社から決裁を得易くなることもあります。保険会社としても、正当な根拠を示された場合、支払いに応じざるを得なくなります。



方法4. 訴訟を起こして解決

保険会社と見解が大きく異なる場合や、保険会社が提示した賠償金が著しく低額である場合、示談交渉を続けても解決が望めない場合があります。それらの場合、訴訟提起をしたり交通事故紛争処理センターへの申し立てを行い解決する方法があります。





①ひとくちコラム

事例

「追突後のむちうち、頸椎捻挫後の肩から頸部付近の痛みについて後遺障害14級との認定がなされた。頸椎捻挫により通院8ヶ月で症状固定に至るも、後に頸部、肩部付近の痛みが残った。」

第1段階：保険会社からの提案

86万4336円の提案

- ☐ 治療費74万616円 ☐ 通院費9930円
- ☐ 傷害(入通院)慰謝料85万4406円 ☐ 損害額小計160万4952円
- ☐ ▲既払い金74万616円(治療費は病院へ直接支払い済み)

第2段階：保険会社に被害者本人が交渉

89万4336円の提案(3万円増額)

保険会社からの提案に対し、難色を示し交渉を続けると、当初の交渉時より金額を上げて提案をされます。

第3段階：弁護士介入後の保険会社からの提案

292万円616円の提案(205万6280円増額)

後遺障害14等級認定により自賠責保険金として75万円を先に獲得

- ☐ 治療費：74万616円(変わらず) ☐ 通院費：9330円(変わらず)
- ☐ 傷害(入通院)慰謝料：111万円(裁判所基準、損保提示との差は25万5594円)
- ☐ 後遺傷害慰謝料：110万円(後遺障害14級に対応)
- ☐ 逸失利益：145万686円＝年収480万円×労働能力喪失率5%×4.3295
(労働能力喪失期間年に対するライプニッツ係数)
- ☐ 損害額小計441万1232円
- ☐ ▲既払い金74万616円(治療費については病院へ直接支払い済み)
＝292万616円





■病院との関係、健康保険について

①. 出来れば医療機関とは喧嘩しない

病院や医師は「協力して治療を行う味方」であることを忘れないでください。

②. 病院までの交通費や薬代など、自分自身がお金を払った出費について証拠(領収証・メモ)を残す。

- 「医師の指示」で必要とされている費用を支払った場合、領収書をとっておくこと。
- 自費で支払った薬代・湿布代などについて領収書を残しておくこと
- 付き添いが不可欠だった場合、付き添いをした日時・記録を残しておくこと
- 医療機関への通院に要した交通費について記録をつけておくこと

③. 交通事故で健康保険は使えるのか？

使えます。

加害者が任意保険に加入しておらず、被害者の治療費を負担できる経済状況でない場合、自賠責保険から支払われる治療費には限度額がありますから、被害者の方としては、健康保険を提示して治療を行った方が有利になることがあります。

ただし、交通事故による傷病の治療に健康保険を使うには、勤務先の健康保険組合または管轄の協会けんぽ(国民健康保険証を使った診療・治療を受けるためには、お住まいの役所の国民健康保険を担当する部署)に対する届出が必要となります。この届出が、第三者行為による傷病届と呼ばれるものです。



■保険の確認をしましょう

～自身の保険以外でも使える場合があります～

- ①. 家族が加入している自動車保険に弁護士費用特約がついている場合
- ②. 友達など他人の所有する車を運転している時に事故にあった場合、その車の自動車保険が弁護士費用特約付きだった場合
- ③. 自動車保険に弁護士費用特約がついていなくても、それ以外の保険で、弁護士費用特約がついている場合(ご家族や損害保険会社にお問い合わせ下さい)
- ④. クレジットカードに付帯している場合

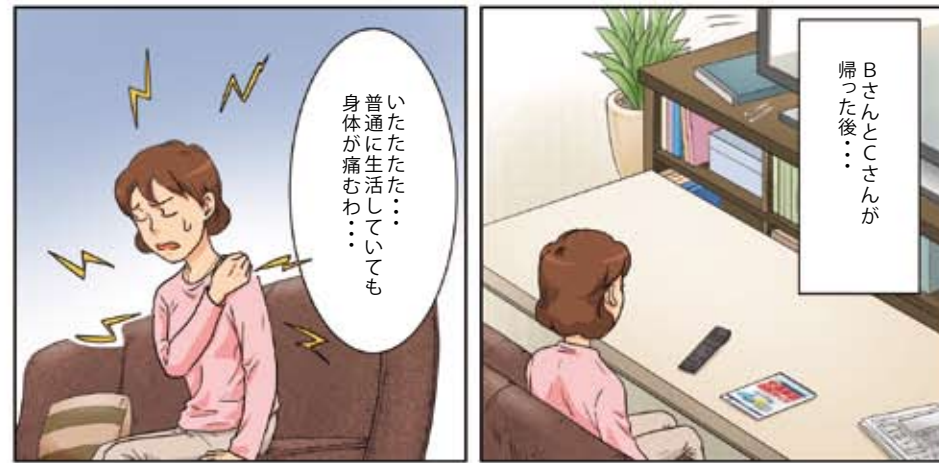
■弁護士費用特約がない場合

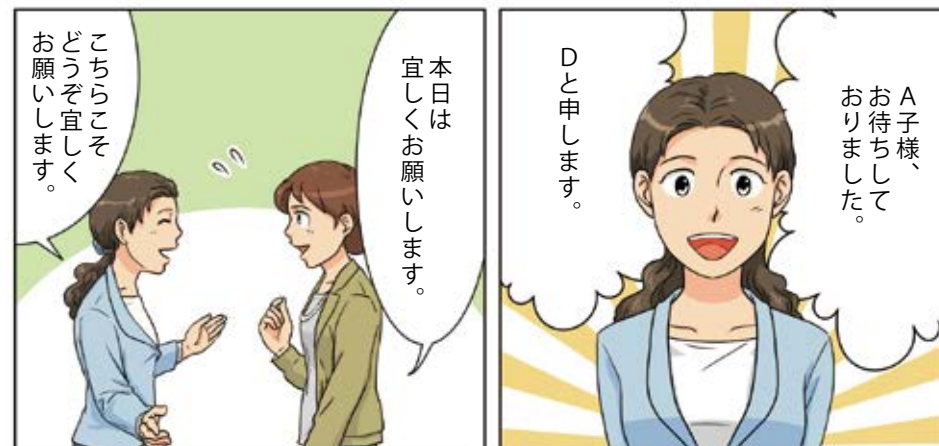
弁護士費用特約がなく、弁護士費用全額が自己負担になる場合でも、弁護士事務所で相談・見積をとることをお勧めします。保険会社が提示してきた金額と、弁護士が裁判基準で和解できる見込額の差額が大きい場合は弁護士に依頼したほうが有益になるからです。

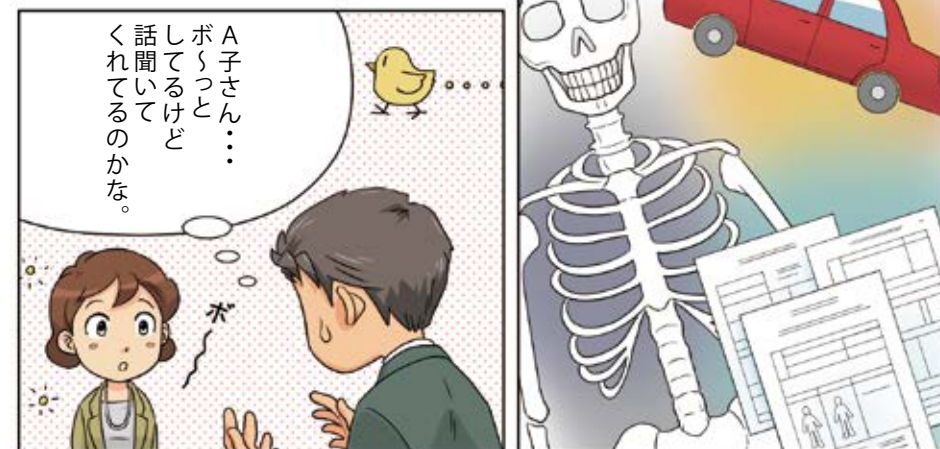
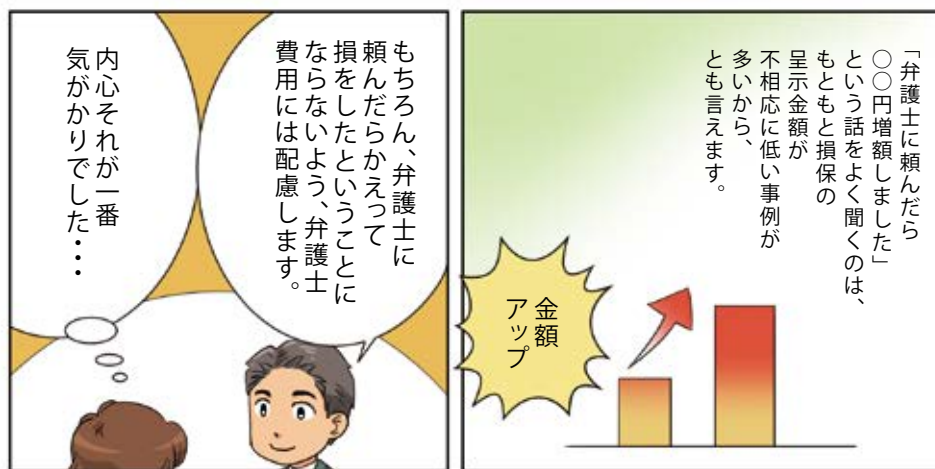
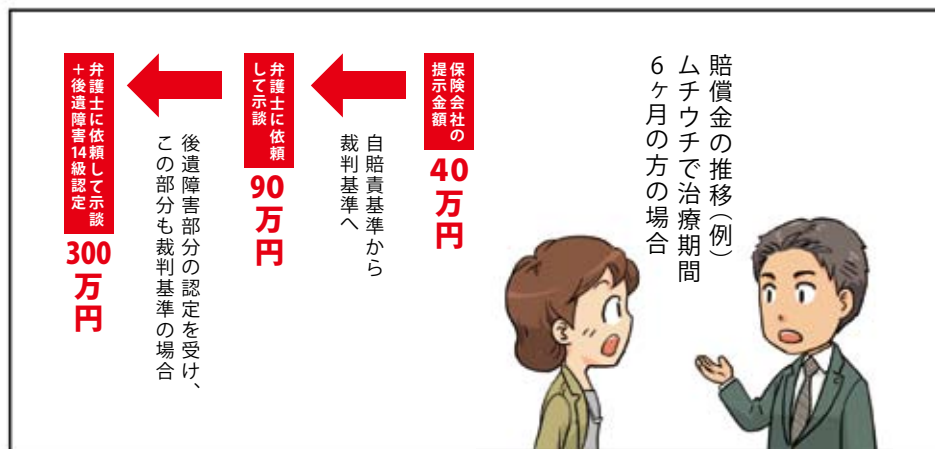
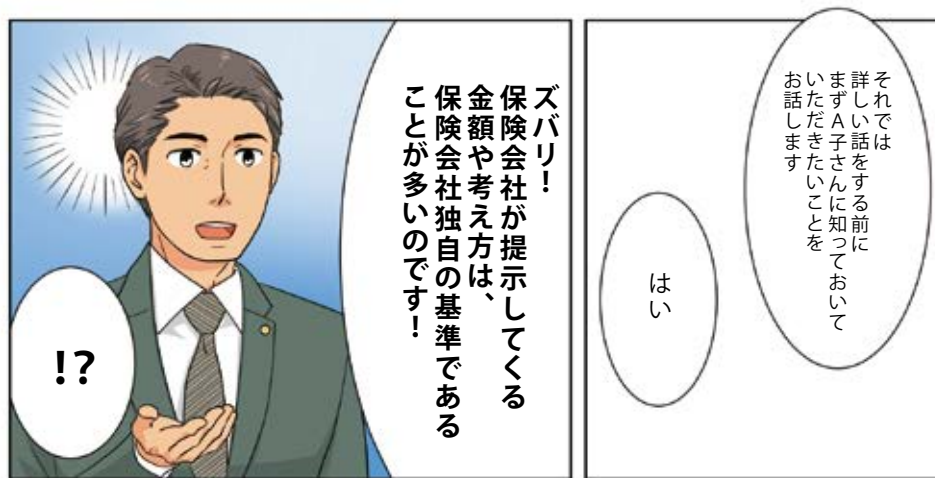


■事故直後の最低限の確認事項

- ①. 加害車両が自賠責保険・任意保険に入っているか否かを確認する。
- ②. 加害者が「どこの誰で」「どうすれば連絡がつくのか」を把握しておく。
- ③. 警察に人身事故としての届出がなされているか？
- ④. 物的証拠の保管。後々争いが生じた際、身体の中の位置に衝撃が加わったのか、衝突の程度などを推測するうえで重要な証拠となります。







人身事故の場合の示談までの流れ

事故の発生

必ず警察へ連絡しましょう。

治療開始

まずお怪我を治すことが重要となります。
自費で支払った治療費があれば領収書を保管しましょう。

治療終了 (症状固定)

お怪我が完治した場合、これ以上治らないという段階に至れば治療が終了となります。

後遺障害申請 (後遺症が残った場合)

後遺症が残った場合、後遺障害の申請をすることとなります。
後遺障害の存在を立証できないと適切な認定が受けられないため、資料の収集が重要となります。

示談交渉

保険会社からの提示される金額が適切を確認することが重要です。
弁護士が相手方と交渉する場合は、裁判基準という計算をもとに示談交渉を行います。



症状固定日までできること

①. 早期にMRI画像を解像度の高い検査装置で撮影

軟骨組織等の損傷が疑われる事案はできるだけ解像度の高い検査装置で撮影した方がよいでしょう。

また、撮影時期が遅いと因果関係が争われるのでなるべく早い対応が望ましいと言えます。



②. 接骨院などリハビリを受ける場合

接骨院などリハビリを受ける場合は、医師の指示があったことを証拠に残す必要があります。病院へは定期的に通院し、診断書をとることを心がけましょう。

争いになるポイント

①. 休業損害

特に個人事業主の方の休業損害、会社役員の方の休業損害は、保険会社が争ってることが多いです。

②. 過失割合 事故はどちらが悪いのか、その割合

③. 後遺障害の程度

④. 逸失利益

多くの方が症状固定日以後も事故前と同じようには働けず、減収を余儀なくされています。症状固定日以後の将来分の年収が減収してしまう分を補償するための項目が「逸失利益」という損害費目です。逸失利益の計算は、

基礎年収(事故前年の年収)×労働能力喪失率×労働能力喪失期間

となります。

むちうち症

首や腰を痛めてしまうと

「頸椎捻挫、腰椎捻挫」という傷病名を付されたり、あるいは

「1.頸部挫傷 2.外傷性頸部症候群 3.バレリュー症候群 4.頸椎椎間板ヘルニア 5.頸椎症」といった傷病名を付されたりします。

神経系統の機能障害として、後遺障害等級が認定されるか否かによって賠償額が大きく変わります。

①. 後遺障害等級

非該当ならば保険会社は賠償額として50万程度の示談交渉をしますが、14級がつけば、裁判所基準ならば200万から300万といった賠償金額となることもあります。12級がつけばさらに大きな金額になります。

②. 分かれ目

● 後遺障害12級

医学的に証明がなされている。

● 後遺障害14級

医学的に証明はされていないが説明がつく。

● 非該当

医学的説明がつかないもの。



みなさんこんにちは。
私が弁護士です。

前回の事例で
A子さんは弁護士に
相談したことで

精神的・金銭的負担も
少なく、示談で穏便に
解決ができました。

交通事故は
決して人ごとでは
ありません！

そんなとき
弁護士は
あなたを
全力で
サポート
します。

示談までの大まかな流れ



弁護士に依頼をする時期についてのご質問をよくいただきますが、事故の後、示談が終了する前であればいつでも依頼をすることができま
す。
弁護士に依頼後は、弁護士事務所が窓口となって相手方との交渉をすべて行います。

「医学的意味の症状固定」と 「損害賠償上の症状固定」

お怪我が完治するか、もしくは、治療院で治療をしても症状の改善が見られない状態になれば症状固定（治療終了）となります。症状固定の時期は、保険会社と被害者の方で意見が分かれることが多い点の1つです。
症状固定の判断においては、お医者さんの判断が重視されます。まだ治療が必要なのに、保険会社から治療の打ち切りを打診されているというので、相談に訪れる方も多いのです。

次に、賠償のお話をする、人身損害の賠償は、事故に遭ってから治療が終了するまでの補償部分（傷害部分）と

治療終了後、後遺症が残ることへの慰謝料と将来の所得の減少に対する補償（後遺障害部分）に分けることができます。

後遺傷害
部分 傷害部分

事故発生から症状固定後まで

事故にあつてから治療が終了するまでの損害を「傷害部分」と言われています。

傷害部分は、お怪我の治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料などの賠償です。

後遺障害が認められた場合には、後遺障害の等級に応じた逸失利益(将来の所得の減少を補うもの)、後遺症慰謝料などの賠償を受けることとなります。後遺障害部分については、自賠責から後遺障害として認定されるか否かが重要です。



中には後遺障害が残る、後遺障害の認定を受けるケースもあります。

後遺障害部分
逸失利益
後遺障害慰謝料
介護料等

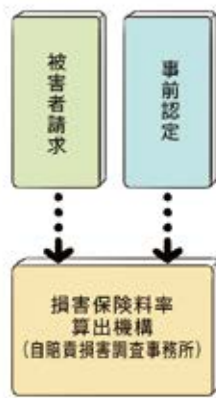
症状固定

障害部分
治療費
交通費 / 付添看護費 / 入院雑費
休業損害
入通院慰謝料

事故発生

← 症状固定後 ← ← 症状固定前 ← 時間

相手方保険会社が後遺障害の申請を行う事前認定と、被害者(弁護士)が後遺障害の申請を行う事前認定の2つの方法があります。通常被害者の方が弁護士に依頼していない場合は、相手方保険会社が事前認定という形で、後遺障害の申請を行います。



後遺障害の申請は、提出した資料のみで判断されることが原則ですので、後遺障害認定のポイントを押さえて手続きを進めて行くことが重要です。たとえば後遺障害が残ったとしても、医学的な立証ができていなければ、適切な後遺障害の認定を得ることができないこともあります。

手続きに当たっては、経験豊富な交通事故の専門家(弁護士等)に相談されることをお勧めします。



症状固定の診断を受けたら、次はいよいよ等級認定です。



適切な賠償を受けるためには適切な等級認定を



一人で悩む必要はありません。私たち弁護士が皆さんの不安を解消致します！



それでは実際に交通事故に遭遇し後遺障害の認定を受けた方々の具体例を見てみましょう。



後遺障害等級認定のメリット

後遺障害の等級が認定されると、「後遺障害慰謝料」「逸失利益（後遺障害が残っていることで将来にかけて稼ぎが悪くなってしまうので、その将来分の年収の一部を補償する利益のこと）」などが受けられるため、トータルの賠償額が大きくなります。



後遺障害が認定された場合、どの様に賠償金が大きくなるのか？

～保険会社の提案－損害費目のうち「慰謝料」の項目をチェックすべき～

保険会社が提示してくる提案書には、入通院したことに対する慰謝料なのか、後遺障害が残存したことに対する慰謝料なのか区別されず、ただ「慰謝料」という名目で●●万円など金額が算定されてくる場合があります。

しかし、後遺障害が認定された場合、入通院慰謝料とは別の損害費目として、「後遺障害慰謝料」の支払いを受けることが出来ます。

後遺障害慰謝料の金額は、東京地方裁判所の基準ではだいたい定額化していて、下記表が一応の基準とされています。



第1級	2,800万円	第2級	2,370万円
第3級	1,990万円	第4級	1,670万円
第5級	1,400万円	第6級	1,180万円
第7級	1,000万円	第8級	830万円
第9級	690万円	第10級	550万円
第11級	420万円	第12級	290万円
第13級	180万円	第14級	110万円

後遺障害慰謝料			
第1級	2,800万円	第8級	830万円
第2級	2,370万円	第9級	690万円
第3級	1,990万円	第10級	550万円
第4級	1,670万円	第11級	420万円
第5級	1,400万円	第12級	290万円
第6級	1,180万円	第13級	180万円
第7級	1,000万円	第14級	110万円

※東京地方裁判所基準

保険会社が提示してくる提案書には、入通院したことに対する慰謝料なのか、後遺障害が残存したことに対する慰謝料なのか区別されず、ただ「慰謝料」という項目で●●万円などと金額が算定されてくる場合があります。しかし、後遺障害が認定された場合、入通院慰謝料とは別の損害費用として「後遺障害慰謝料」の支払いを受けることが出来ます。後遺障害慰謝料の金額は、東京地方裁判所の基準ではだいたい定額化しており、左記表が一応の基準とされています。

後遺障害慰謝料について

こんな症状でも後遺障害に該当します。

- 打ち打ちの症状が治らない。
- 顔に少し傷が残っている。
- 鎖骨や肋骨の変型が残っている。e t c.

例えば…

- ① 顔に3センチの傷が入ってしまった場合

後遺症の慰謝料で290万円



弁護士費用について

弁護士費用の内訳は、主にご依頼前に発生する”相談料”と、ご依頼後に発生する”着手金”と”成果報酬”の3つで構成されています。

相談料

60分を目安にお話をお伺いし、具体的なお提案をいたします。
当事務所では、この際の費用は0円(無料)にて承っております。

着手金

ご依頼にあたって発生する費目です。当事務所では、この際の費用は0円(無料)にて承っております。(物損事故の場合は応相談)

成果報酬

当事務所で設定した”費用倒れ防止ポリシー”に基づき、増額分に対する成果報酬をとり、ご依頼者様にとって損のない料金設定を行っております。

ご依頼前	相談料	0円
ご依頼後 (弁護士費用)	着手金	0円 (物損の場合は応相談)
	成果報酬	保険会社から賠償金が提示される前の場合 賠償金額の16.8%
		保険会社から賠償金が提示される後の場合 後遺障害なしの場合 増額分の30%
		保険会社から賠償金が提示される後の場合 後遺障害ありの場合 増額分の20%
		0円 ご加入の保険に弁護士費用特約が ついている場合 (上限300万円まで)

⚠ 弁護士費用特約の利用により保険会社弁護士費用を負担する場合は、別途弁護士費用特約による報酬となります。

～この他に発生が想定される費目は、以下のとおりです。～

実 費	交通費、通信費、印紙代、 郵券代、謄写代など	訴 訟	訴訟(裁判)を提起する場合の費用は、 事案に応じてのご案内となります。
-----	---------------------------	-----	--

※弁護士特約では、これらの費用もまかなわれません。

弁護士紹介
小山 好文
出身：福岡市
出身校：早稲田大学、九州大学法科大学院

交通事故は、誰にでも起こりうる身近な事件です。そして、交通事故は、私たちの生活に大きな影響を与えかねません。
依頼者のご要望を尊重し、交通事故の被害に応じた適切な補償を受けるために、全力でサポートいたします。



④ 講 座

後遺障害等級認定異議申し立て

～後遺障害等級に不満があった場合～

後遺障害等級認定の申請を行ったところ、「こんなに痛みが残っているのに、後遺障害等級が非該当だった」「該当等級が低く感じる」など、後遺障害等級に納得がいかない場合があります。この場合、被害者は、認定された等級に、異議を申し立てることが出来ます。

●異議申立て前にしておきたいこと

異議申立て前に、まず、どのような理由で等級認定されたのか、どのような理由で非該当と認定されたのか見極める必要があります。

- ①. 後遺障害が認定されなかった(もしくは、低い等級の後遺障害が認定された)理由の分析
- ②. 後遺障害の認定に必要な医学的立証 (医学的検査や診断がされているかの分析)



